

令和6年

松前町議会

第2回臨時会会議録

令和6年 4月22日 開会

令和6年 4月22日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和 6 年 4 月 22 日(月曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○町長就任挨拶	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	5 頁
○日程第 3 会期の決定	5 頁
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告について	5 頁
○日程第 5 議案第 2 1 号 監査委員の選任について(提案説明・質疑・討論・ 起立採決)	6 頁
○日程第 6 議案第 2 2 号 令和 6 年度松前町一般会計補正予算(第 1 回)(提案 説明・質疑・討論・採決)	7 頁
○日程第 7 議案第 2 3 号 松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限 措置に関する条例の一部を改正する条例制定につい て(提案説明・質疑・討論・採決)	16 頁
○日程第 8 議案第 2 0 号 副町長の選任について(提案説明・質疑・討論・起 立採決)	17 頁
○閉会宣告	18 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
20	副町長の選任について	6. 4. 22	同意
21	監査委員の選任について	同上	同上
22	令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)	同上	原案可決
23	松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上
報告1	専決処分報告について	同上	承認

令和6年 4月22日（月曜日）第1号

令和6年
松前町議会第2回臨時会
令和6年 4月22日(月曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 報告第1号 専決処分報告について
 - 日程第5 議案第21号 監査委員の選任について
 - 日程第6 議案第22号 令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)
 - 日程第7 議案第23号 松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第8 議案第20号 副町長の選任について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 報告第1号 専決処分報告について
 - 日程第5 議案第21号 監査委員の選任について
 - 日程第6 議案第22号 令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)
 - 日程第7 議案第23号 松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第8 議案第20号 副町長の選任について
-

◎出席議員(11名)

議長 11番 伊藤 幸司 君	副議長 10番 堺 繁光 君
1番 齋木 良太 君	2番 勇谷 鷹宇 君
3番 三浦 昭雄 君	4番 飯田 幸仁 君
5番 沼山 雄平 君	6番 福原 英夫 君
7番 近江 武 君	8番 梶谷 康介 君
9番 斉藤 勝 君	

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町 長 若佐 智弘 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
政策財政課長兼脱炭素推進課長 五十嵐 愛之 君	尾坂 一 範 君
脱炭素推進課長補佐 佐々木 弘幸 君	税務課長兼会計管理者兼出納室長
保健福祉課長兼清部保育所長兼町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長	斉藤 浩 君
堀川 昭彦 君	町民課長補佐 吉田 絹子 君
水産課長兼水産センター所長 渡辺 孝行 君	農林畜産課長兼農業委員会事務局長

商工観光課長 田 中 建 一 君
建設水道課長 横 山 義 和 君
教 育 長 宮 島 武 司 君
文化社会教育課長 高 橋 光 二 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

福 井 純 一 君
病院事務局長 白 川 義 則 君
学校教育課長兼学校給食センター所長
高 橋 潤一郎 君
議会事務局長兼監査委員事務局長
鍋 島 孝 明 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 鍋 島 孝 明 君
議会事務局主任 三 上 大 輔 君

議会事務局次長 佐 藤 巧 君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和6年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

また、この度の選挙でご当選されました町長若佐智弘君におかれましては、ご精励を賜りまして町民の信託に応えるよう念願致すとともに、円滑な会議運営にご協力をお願いする次第でございます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和6年松前町議会第2回臨時会を開会致します。
直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎町長就任挨拶

○議長(伊藤幸司君) 日程に入る前に、町長から挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長(若佐智弘君) 議長のご配慮により、貴重なお時間をいただきありがとうございます。3月24日に執行されました松前町長選挙において、町民皆様のご支持により、松前町長として4年間町政運営を担うことになり、4月11日に就任致しました。

町民の生活を守るという責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。住み続けたい町、住み続けられる町を目指し、町民の皆様にとって身近な町長となれるよう、町民皆様の意見や声に耳を傾け、一步ずつ着実に町政を進めてまいりたいと考えております。私の所信につきましては、6月定例会において表明したいと考えております。

本臨時会において、所信表明前ではございますが、6月下旬の第5回脱炭素先行地域応募に向けまして、取り組みの実現可能性の角度を上げる必要性和、今夏も猛暑が想定されますことから、LED照明器具買換等奨励金並びに省エネエアコン購入支援補助金を予算計上させていただいております。

まちづくりには町議会議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご支援が必要であります。職員とともに若者が夢を抱ける、高齢者の皆さんが安心して生活できる町となるよう取り組んでまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番福原英夫君、7番近江武君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第1号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第1号、専決処分について、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) ただ今議題となりました報告第1号、専決処分報告について、その内容をご説明させていただきます。

緊急執行を要した松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものであります。

それでは報告第1号の4ページ、タブレット上でも4ページ、説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、改正の主旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日施行されることから、令和6年度課税分の課税限度額を法定限度額と同額とするため、松前町国民健康保険税条例の規定の整理を行ったものです。

専決処分を行った理由でございますが、この法定限度額の政令の改正が年度末に公布され、4月1日から施行されることからその後に条例改正を行い、4月1日施行とした場合、不利益、不遡及の原則に反するという考えから専決処分させていただいたところでありま

す。

次に、改正の内容であります。中段の表をご覧ください。各年度の課税限度額を示しております。最初に令和5年度の欄をご覧ください。改正前の松前町の課税限度額を示しております。上段から医療給付費分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護納付金分17万円、合計限度額104万円となっております。

次に、令和6年度の欄をご覧ください。医療給付費分は、変わらず65万円、後期高齢者支援金分を24万円に、介護納付金は変わらず17万円、合計限度額を106万円にするもので、差額の欄に記載のとおり、後期高齢者支援金分のみ2万円増額したものです。

この改正の施行期日等であります。令和6年4月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

なお、今回の改正による影響額でございます。令和5年度当初課税ベースで対象世帯が6世帯、11万3千933円の増額が見込まれるところであります。

新旧対照表につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が報告第1号、専決処分報告の松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第1号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

◎議案第21号 監査委員の選任について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第21号、監査委員の選任についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました、議案第21号、監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

識見を有する者のうちから選任されております監査委員藤崎秀人氏は、令和6年4月24日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

藤崎氏につきましては、平成24年4月25日から監査委員をお願いし、現在3期目でございます。

以上が、議案第21号でございます。何卒、議員皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第21号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は提案に同意することに決定しました。

◎議案第22号 令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第22号、令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第22号、令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和6年度松前町の一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千873万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8千73万円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。7ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費で、107万円の追加計上です。1節法務嘱託職員報酬で96万円、12節審査請求関係書類作成業務委託料で11万円の計上です。これは、松前町テレビ放送共同受信施設整備工事に係る分担金通知に対する審査請求が、令和6年3月27日に提出されたことに伴う関係経費に係る費用の計上です。

また、附表として給与費明細書を8ページに添付しておりますので、ご参照願います。

次に、5目地域振興費で、3千766万円の追加計上です。18節小水力発電開発可能性調査負担金で、66万円の計上です。これは、再生可能エネルギー電源として検討している小水力発電開発の可能性を調査するため、連携企業と共同でコンサルタント会社に委託するための負担金の計上です。

次に、松前町省エネエアコン購入支援補助金で、2千600万円の計上です。これは、電力消費量の削減とエネルギー転換による二酸化炭素の排出抑制を図るため、省エネルギー性能の高いエアコンへの買換及び新規の購入に要する経費の一部を補助し、脱炭素化に資する省エネ対策を推進するための費用の計上です。なお、参考資料として10ページに松前町省エネエアコン購入支援補助金の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、松前町LED照明器具買換等奨励金、1千100万円の計上です。これは、省エネルギー性能の高いLED照明器具への買換及び新規の購入を奨励し、住宅の照明器具等の省エネ化を進め、電力消費量の削減による二酸化炭素の排出抑制を図り、脱炭素化に資する省エネ対策を推進するための費用の計上です。なお、参考資料として11ページに松前町LED照明器具買換等奨励金の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、3千873万円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額59億4千200万円に、補正額3千873万円を追加し、補正後の額を59億8千73万円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額3千873万円を追加し、補正後の額を59億8千73万円にするものでございます。

以上で議案第22号、令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) まず、一般管理費の1節、12節についてお尋ねをしたいと思います。これについては、様々な手続きやら手順やらあるやに聞いておりますので、まずもう少し詳しくわかるようなですね、資料として出してくれるように要望したいと思います。皆さんにお諮り方をお願いしたい。

○議長(伊藤幸司君) ただ今9番齊藤勝君から審査請求書の写しなど、今後の手続きの流れがわかる資料について、資料の要求がありましたが、議会において要求することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認め、資料要求することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時28分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

先ほど要求した資料については、配布のとおりです。

配布した資料の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今配布しました参考資料について、その内容をご説明申し上げます。

始めに、参考資料1、審査請求書写しの資料をご覧ください。審査請求人は町内に在住の方で、令和6年3月27日付で審査請求書を町長宛に提出し、町長は提出された審査請求書を行政不服審査法に基づき、適法であるか否かの適法性審査、形式審査を行い、その結果、適法であると認め、4月8日付でこれを受理しております。

1点目の審査処分に係る処分の内容であります。令和6年2月13日付で町長から工事に係る受益者の皆様へ分担金の納入関係の文書を送付し、これが分担金徴収条例に基づか

ない事務処理がされている旨の内容であります。当該文書は、3枚目に別添資料1として添付されております。

2点目の審査請求の主旨及び理由であります。共聴組合から松前町に一括納入され、支払の手続きは必要ありませんとの通知文であるが、共聴組合に分担金の支払いを委任した事実もありません。次のページです。よって分担金の納付は条例の遵守はもとより、財務会計規則に基づいた事務処理を望むものであり、審査請求するという内容であります。

3点目の処分庁の教示の有無及び内容は記載のとおりで、教示内容は4枚目に別添資料2として添付されております。

4点目の審査請求の年月日は、令和6年3月27日であります。

次に、参考資料2、審査請求に係る事務手続きの流れの資料をご覧願います。この資料は、総務省が作成した行政不服審査法事務取扱ガイドラインから抜粋したもので、大まかな流れのみの説明とさせていただくことをご了承願います。

図の上段の審査庁と処分庁は松前町で、役場内部組織の担当課としては、審査庁が総務課、処分庁が町民課、審理員は行政不服審査法の規定により、審査庁であります松前町に所属する職員を指名しなければなりませんので、法律の専門知識を有する函館市在住の弁護士を法務嘱託職員として任用し、審理員に指名しております。

次に、事務手続きの流れはそのとおりであります。主な流れを説明させていただきます。現時点では審査請求の受付から審理員の指名までは終了し、審理員による審査が始まっている状況であります。審理員による今後の審査の流れは、処分庁の松前町から審理員に対して弁明書の提出、審査請求人から審理員に対して意見書、反論書の提出、処分庁の松前町と審査請求人からの意見聴取と口頭意見陳述などを経て、審理員意見書が作成され、審査庁の松前町へ提出されることとなります。

次に、審理員から意見書を受領した審査庁の松前町は、他の法律等に別段の定めがない場合には、その中段にあります緑色の太枠で囲まれた部分の行政不服審査会へ諮問し、答申を受けることとなりますが、今回の案件は下段の緑色の太枠で囲まれた部分のとおり、地方自治法に別段の定めがあり、分担金の徴収に関する処分についての審査請求の場合には、議会に審理員の意見を添えて諮問し、諮問の受けた議会は20日以内に意見を述べなければならないこととなります。

次に、議会から意見の提出を受けた審査庁の松前町は、遅滞なく裁決していただかないこととなっております。今回の審査請求の標準審理期間は6ヶ月程度であり、9月末頃までに採決を行う予定となっております。

以上が、参考資料の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番 齊藤勝君。

○9番(齊藤勝君) 法律の専門家でなければよくわからない実態にあります。小島地区のテレビの共聴の関係であると思っておりますので、それを十分な手続きをしないで松前町が処理したという審査請求だと思えます。

私もこれ初めて、審査庁とか審理員とか処分庁なんて初めて、42、3年も議員やっておりますけども、初めての言葉であります。まず一つお尋ねしたいのは、弁明書というのがあります。これ、弁明書というのは説明にありましたように、これは審理員がつくるものなのかという確認をさせてもらって、裁決書というものはどなたがつくって松前町に送付してくれるのかということ、まず1点お尋ねします。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) まず1点目の弁明書の関係です。この図にあるとおり、処分庁が作成することになります。今回のいろいろやった経緯につきまして、きちんとやってるのかどうかの弁明をする機会を設けるといふふうなことで、審理員の方から松前町、処分庁である松前町の方に弁明する機会を設けてもらうというふうな手続きになります。

次に、2点目の裁決になります。裁決につきましては、最終的に審査庁である松前町が行うことになるんですが、審理員の審理員意見書、これについても経緯経過や様々な弁明書だとか、審査請求人からの意見陳述なども経て、最終的に裁決の案、棄却すべきものだとか、認容すべきものだとか、そういうのも含めて審理員の方から提出され、それを基に最終的に松前町が決定すると、裁決するということになるんですが、先ほど説明したとおり、その間に議会の皆さんも関与していただくというふうになりますので、審理員の意見、更には議会の意見、それらを踏まえまして審査庁である松前町の裁決を最終的に行うというふうな形になります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) かなり難しい話であります。それで、このカラーの参考資料の2ですけども、議会に関連するのは4の2、4の3だというふうに承知しますけれども、例えばこの審理員から意見書が出てきたと。そうなれば、初めて議会の介入が始まるということで受け止めていいのかどうか。この点もご答弁いただきたい。

更に、議会の本会議で議決しなければならないという説明でありますけれども、極めて初めてでありますから、極めて難しい。私もあなたの説明を聞いただけでは、なかなか理解しにくい、思っております。従って、今申し上げた、まず1点と2点目以外の関与にすところは本会議なのか、委員会なのか、あるいは本会議で議決する必要があるというふうに、ここに答弁してありますので、この点も合わせていただきたいと、答弁してほしいと思います。

私、3回目ですから、これで終わりであります。かなり難しく、我々も議会として受け止めなければならない。ですから、この予算は予算として、私は緊急を要するものだというふうに理解をします。既に始まっている審理員は、法律に明るい人、つまり弁護士だというふうに理解しておりますけれども、この点についても6ヶ月程度で審理を終えてほしいということを説明されておりますので、極めて難しいこの問題になりますので、これはもう議長の発案ですね、予算は予算として結構ですけども、議員全体が勉強するというか、きちんと理解するというので、議長の配慮で勉強会をしてもらうということをお願いしながら、答弁を求めたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今、齊藤議員から議会の関与の関係の質問でございます。先ほど答弁した、説明した内容と重複する部分もありますが、まず審理員から意見書が提出された場合に、その意見書を添えて議会の方に諮問するというふうな流れになります。その諮問はあくまでも議会の本会議で、議案として町長から提出するというふうな形になります。それを受けた議会は、20日以内に答申、意見を述べなければならないというふうな形になります。

議員のお話にもありました審議、議会としての意見を作成する審議の中については、本会議でやる方法もあると思いますし、委員会に付託してやるというふうなこともありますので、それは議会の判断になろうかと思っております。

そういうふうな流れで正式に議会の方に提出される案件は、もう少し時間がかかるとい

うふうな形になりますので、もう既に審理は始まっていますけども、その内容についての答弁だとかはできない部分もありますので、その辺を理解していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点目は、今斉藤議員が質問、質疑した部分でございますけど、やはりこのようなことが町民から出されたっていうことが、町民がこのことについて疑義を持たれたということが大きい問題でないかなと思っておりまして、今後十分に気を付けていただきたいなということなんです。

それで、私が質問したのは、地域振興費、小水力発電開発可能性調査負担金、どのような内容なのか、ちょっとわかんなかったんです。

それと、次にエアコンの購入、このことは2分の1で200世帯というふうなことで、そうするとその世帯の年齢制限ですとか、高齢者なのかと、そういうふうなこと全然わからないもんですからね、そこのところもう少し詳しく突っ込んで説明していただきたいと。

それとLEDも同じです。ちょっと資料もわからなかったです、あれでは。そんなことで具体的に答弁していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、2点目、3点目、脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) それでは、まず始めに1点目、福原議員の質問にお答えします。

小水力発電の内容でございますが、今回脱炭素先行地域に応募を検討しております中の事業の一つと致しまして、再生可能エネルギー電源として検討している小水力発電の開発の可能性を調査するためのものがございます。専門的知見を活用しなければならない部分がございますので、連携企業と共同で調査致しまして、その経費をお互いに負担し、積極的な業務の推進を図るための負担金でございます。

調査委託につきましては、連携企業が実施致しまして、委託にかかる経費をそれぞれ負担しようとするものがございますので、よろしくお願い致します。

次に、省エネエアコンの設置事業でございます。まず、今回の補助につきましては、電力消費の削減による二酸化炭素の排出量の抑制を掲げての事業となりますが、まず200世帯の部分については、年齢制限等は設定しておりません。松前町内に住所を有する世帯主の方であれば、どなたでも基準に合致すれば申請ができるというような中身となっておりますので、優先順位等は設けておりません。LEDについても同様でございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) そうしますと、1問目の関係の水力。去年採択が望めなかったんですけども、本来もう少し早くそのような取り組みをしなければならなかったこと、企業の設立の関係も。そんなことで、やはり、ちょっと取り組みが遅いんでないかなという感じがしました。せっかくいいプランをつくってても、その準備が不十分だったということで、もう少し取り組みの考え方をきちっとしたらいいかなと思って。

それと、2問目エアコン。そうしますと早い者勝ちですよね、応募者が多かった場合。それで心配してるんですけどもね、件数が多かった場合早い者勝ちで、そうして、抽選なども考えてないっていうことであれば、町民もどういうふうに申請して、どういうふうに対応したらいいのかという、戸惑うんでないかなと思うんです。そのこともエアコンと同じくLEDも、ちょっと答弁していただきたいなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) まず1点目の小水力発電の可能性調査、この部分のスピード感の部分ですね、その部分についてなんですけれども、第4回の応募につきましても、この事業は導入しておりましたが、今回第5回の応募要領が示された中では、更に確実性を担保するというようなことも新たに盛り込まれ、更にハードルが高くなったものでございます。

この小水力発電事業というのは、なかなか取り組まれてる自治体等も少なく、同様のケースがない部分もございますので、はたして採算性も含めて、更に今物資等も高騰しておりますので、実勢の価格を見込んだ中の改めて調査を、再調査を行って精査をしていきたいと思っからの負担金の計上となっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

次にですね、エアコンとLEDの申請の部分でございます。早い者勝ちではないかという部分ですが、実際は我々脱炭素の推進課でございます。脱炭素を推進するための事業がという部分が、まず第一義的にございます。その中では、単年度で終わらせることなく、5年程度継続した中で町内に省エネ家電の導入による省エネ化を推進し、普及と啓発を図っていききたいというように思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

ただ、あくまで今200世帯というのは、積算したものについては推計値でございますので、今後申請の状況見ながら、松前町の実態に沿った件数となるよう、次年度以降、場合によっては年度内にもまた見直しを図る部分が出てきた場合には、再度お願いをする場面が出てくるかもしれませんが、今回につきましては、普及と促進を狙ったものでもございますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点目の水力の関係、松前町は適地が少ないような感じで、松前をよく見て歩いてるもんですからね、苦労するかなあとと思ってました。

それで、今年で申請、脱炭素の関係の採択最終年なのかどうか。それで、最終年であれば相当準備に準備を重ねないと厳しいなあと。松前町の最大の目玉の一つでございますんでね、来年も再来年も継続した対象事業であれば、いろんな意味で融合されるメニューでございますんでね、そここのところも答弁願います。

それで、エアコンと省エネのLEDの関係。やはり単年度でなく、継続していききたいというふうなことですけど、必要性がそんなにないかなあと思ってた松前町だったんですけども、この2、3年がやはり相当暑くなって、ある家などは、それでも年間2週間ぐらいだろうかね、多くて3週間ぐらい去年でも。そんなことを聞いてますのでね、やはり松前町がこのことで本当に緊急性があったのかなと、本当は1番目に言いたかったんですけど、今の答弁の様子からいったら、整備することが第一で、そしてのような松前町の住環境などもあまり考えてないのかなあと思ってたもんですから、そここのところ、私も3回目でございますんで、答弁をお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) まず最初に、第5回の脱炭素先行地域への応募に関してでございますが、全国で100提案ほどが選定されると見込まれておまして、前回までで既に74提案が選定され、更にはまだ1提案も採択されていない11都県からの応募を優先されるとも言われており、残り15提案ほどしか選定枠がない計算となります。北海道は既に6提案が採択されていることもございまして、依然として狭き門であることには変わりございません。

更に、今回発表された募集要領では、これまで以上の新たな取り組みの打ち出しや実現可能性の厳格化、更には安易に交付金に頼らない事業性であることなど、選定方法でも選定要件を満たさないと、次の審査プロセスに進めないなど、前回募集時よりも選定のハードルが非常に高く設定されております。しかしながら、2050年の脱炭素化、カーボンニュートラルを達成するという目標に向けまして、2030年までに可能な削減を前倒しで進めるためにも、有利な交付金を活用できるよう、再チャレンジに向けて取り組んでおりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

更に、第5回目以降の6回目も予定されているお話も聞きますが、ただこれは定かな部分ではございませんので、あくまで第5回に集中して取り組んでいきたいと考えております。

次に、エアコンの緊急性という部分でございますが、まず、先ほども申しましたが、我々は脱炭素化を基軸と致しまして今回の事業をつくってきたところでございます。脱炭素化を進めるにあたっては、まず10年前、20年前の古いエアコンを新しい省エネタイプのエアコンに更新していただければ、一番脱炭素化が図れるというものでもございます。

ただ、今回は新規の設置も申請できるというような取り扱いをしております。そこには昨年由来の猛暑に考えた、猛暑の対応も考えた部分も含まれているということをお伝えしたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑。

5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 松前町省エネエアコン購入支援補助金について、確認をさせていただきたいと思っております。町民がエアコンを購入しようと考えた時に、そこから始まって補助金の交付を受けるまでは、一連の流れ、町民はどのような動きをして、最後補助金の交付を受けるのか。この一連の流れをちょっと説明してください。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課課長補佐(佐々木弘幸君) まず、町民の皆さんには第一段階として申請書を我々松前町の方に提出していただきます。その申請書には、事業者さんから見積書を徴していただきまして、2027年度の省エネ基準達成率が100%以上の機種であるという部分も含めて必要書類、そうですね、後は設置する箇所の写真ですとか、そういったものを添付していただき、まずは申請していただきます。

その中身を見て、我々が精査した中で今回の基準に該当しているとなった場合に、交付決定書を送らせていただきます。その中で事業者さんから設置いただき、設置が完了した後、今度また実績報告書というものを町民の皆さんから提出していただき、その中に世帯主様の口座番号等を記入していただき、我々も今またその中で審査した中で、審査し終えた段階で指定された口座に補助金を振り込むような形をとっております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) そうしますと、町民はエアコンの設置が完了した、そして町民がまず業者さんの方にお金を支払うと。この支払った領収書を持って申請の交付をいただくということになりますか。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課課長補佐(佐々木弘幸君) すみません、今説明がまずかったと思っております、訂正させていただきます。

まず、エアコンとLEDで申請方法がちょっと変わっております。まず、エアコンにつ

きましては設置、お支払いする前に見積書を持って申請をしていただきます。それで、設置後、お支払いした領収書を持って実績報告していただき、それを審査した中で補助金を交付するような手続きとなります。

LEDに関しては、一般的な部分ではございますので、まず買っていただいた領収書を申請書に添付していただきまして、それを審査した中でこちらから補助金を振り込むような形になりますので、エアコンとLEDでは実績報告という部分では、一手間ちょっと少なくなっておりますので、説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) そこで、町内の事業者が同じ情報を有する必要あると思うんですね。ですから、この事業者は事を知ってるけど、この事業者は知らないということのないように、やはりその辺のところは地元業者に対して、事業者に対して同じ情報の提供等しっかりとその旨を、町民が利用しやすい環境をですね、ぜひつくっていただきたいなと思います。お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) 沼山議員おっしゃるとおり、本日この議会において予算が承認された後、明日、明後日かけて町内の事業者さん回りまして、制度周知して、町民の皆様にも1日でも早くお手元に届くようやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 同じく地域振興費のところでご質問させていただきます。最初に小水力発電開発可能性調査負担金に関してなんですけれども、先ほど福原議員の方からも、歩いてると適材な場所が少ないんじゃないかってお話がありましたけれども、バイオマスとかいろいろなこういう発電がある中で、今回この小水力の発電を調査するっていうことになった経緯をちょっと教えていただきたいのと、もう一つ、省エネエアコンの購入の方なんですけれども、先ほど参考資料の方とかにも2027年の達成率100%っていう機器の基準があるようなんですけれども、これ今家電量販店とか行くと省エネのシールとか貼ってあって、星が幾つとか何かいろいろあると思うんですけれども、具体的にこの2027年の達成の対象の機器っていうの、どれを指すのかっていうの、ちょっと教えていただきたいというのをお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) まず、小水力発電所の整備についてでございますが、今回RE100まっまえを目指すという中で、再生可能エネルギーの開発という部分で行きますと、まず風力発電、松前町の風況を利用した風力発電、これは欠かせないところでございます。その他に太陽光発電がございまして、

ただ、風力発電も風が吹かないと発電しない、太陽光発電は夜になると発電できないというような部分をカバーできる発電能力と致しましては、小水力発電であれば、昼夜問わず、風の影響もなく発電できるという部分がございますので、ベース電源として小水力発電の開発の可能性を考えたところでございます。

次に、エアコンの2027年度の達成基準100%の機種ということなんですけれども、これ各メーカー様々、たくさん機種がございます。一番わかりやすいのは、先ほど議員おっしゃられたとおり、メーカー等のシールですね、貼られてる部分の星の印の中にパーセントの達成率も一緒に併記されておりますので、カタログ等による確認もできる形とな

っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 小水力発電の経緯っていうのはわかりました、ありがとうございます。その中で、次のエアコンの方のあれなんですけれども、今回古いエアコンからの買い換えで脱炭素化を進めてくってという地域の取り組みとしてっていうことなんですけれども、一番最初に町長の挨拶の中で猛暑の対策も含めてっていうお言葉ありました。札幌市の方とかでも買い換えの応援キャンペーンなど、昨年あったんですけれども、あつという間に枠がなくなり、終わってしまったというところがあります。

やはり松前町、収入の低所得の方とかも多いことあると思うんですけども、そうした中でやはり買い換えとか、新規の購入できない方っていうのは多いんじゃないかっていうことも思うんですけども、今回脱炭素じゃなく猛暑の方の対策として、ちょっと、これで事足りるのかどうかっていうのを町長からお話いただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 私の方から答弁させていただきます。齋木議員おっしゃるように、今般、今回予算の方で出したのは脱炭素、これを大前提として出さしてもらって、その取り組みとしての、まず前段でございます。

今後、またおっしゃるとおり高齢者、今回のものやってみて、高齢者の方のご意見等も聞きながら取り組んでいかなきゃならない部分は、多々あると思っております。

先ほど、現状の中で2週間、3週間とかそういうお話もございましたが、やはり昨年も熱中症で亡くなられてる方、年齢と問わずおられます。そしてまた、お盆とかに帰省した、もっと暑い本州方面から帰省された方が、やはり今までと北海道の感覚が違うと。親御さんのところに来て、やはりこれじゃあ体調崩すよという、逆に心配をかける、心配をしてエアコンを付けましょうといった話も聞いてございます。これはものも今後対策を充実させていくべき、お話があればその辺のどこ取り組んで行きたいと思っておりますし、まず第一には、今回脱炭素、その関係でやっていきたいと考えております。

様々な手だてがあるかと思えます。高齢者に対する、例えば電気代の補助とか、ランニングコストに、イニシャルコストだけでなくランニングコストの方も考える必要も出てくるのかなというふうにも考えておりますので、今後その辺のところは、また皆さんの方にもご説明しながら取り組んでいくべき点と考えておりますので、もう少しお時間いただければと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

10番堺君。

○10番(堺繁光君) このエアコンの取り付けに関して、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ取り扱う業者は町の指名をいただいている業者でないか、それともどの業者でも取り扱いはできるのか。お伺い致します。

○議長(伊藤幸司君) 脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) 今回に関しましては、町内に指名届を出している業者さんだけでなく、町内で営業している事業者さん全てにおいて対応していただけるような申請方法としておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 10番堺君。

○10番(堺繁光君) 今の答えを聞きまして、まずは一安心してます。やはり電気を扱う業者は皆さんに平等にこういう仕事をさしていただければ、ありがたいなと思っております。

す。どうもありがとうございます。

2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 地域振興費の件で、先ほど来小水力発電に関してですが、これは私資料多分どっか、小水力発電自体の施設と言いますか、洋上であれば風力の構造だったりとか、どれぐらい発電量があるとか。太陽光であればパネルなんだとか、そういう想像つきます。そして、それらはおっしゃられたように風が吹かなければ発電しない、夜は発電しない。水は確かにいつでもこれ多分流れてるんだと思うんですが、どういう構造の小水力発電所なのか、施設の、設備の資料が私探せなかったもんですから、それ後でも結構ですんで、資料としてもしあればいただきたいなと思うところです。

それと、こうした取り組みは、私として私が思うには、どんどん前のめりになって進めていただきたいというふうな考えを持ってますので、その辺、資料があるかないか、そしていただけるものか教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時05分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

脱炭素推進課課長補佐。

○脱炭素推進課長補佐(佐々木弘幸君) 勇谷議員のご質問にお答え致します。小水力発電に関してでございますが、現在調査段階でございます。まずお示しできる資料というものが手元ございませんので、資料の部分についてはあれなんですけども、ただ、小水力発電の方式についてでございますが、今検討していますのは、まず河川の上流域から取水致しまして、それをパイプで導水し、落差を利用した中でタービンを回し、発電するというような方式を今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第22号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第23号、松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。脱炭素推進課長。

○脱炭素推進課課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第23号、松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

本条例は、町税等の特定滞納者等に対し行政サービス等の制限を実施することにより、町税等の納付義務に対する意識の高揚及び公平性の確保を図ることを目的として、平成24年度から施行されているところでございますが、先に議案第22号、令和6年度松前町一般会計補正予算(第1回)において議決をいただきました、松前町省エネエアコン購入支援補助金及び松前町LED照明器具買換等奨励金を制限項目に追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、議案の末尾に添付しております、説明資料新旧対照表、タブレット上の5ページをご覧ください。別表区分欄補助金等の交付に、省エネエアコン購入支援補助金の交付及びLED照明器具買換等奨励金の交付を加えようとするものであります。

また、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用しようとするものであります。

以上が、議案第23号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第23号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 副町長の選任について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第20号、副町長の選任ついてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました議案第20号、副町長の選任につきまして、ご説明申し上げます。

欠員となっております松前町副町長に、尾坂一範氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

自主、自立の自治体運営の遂行には、各方面の行政事務に精通し、地域事情にも詳しい同氏が適任者であると考えます。

尾坂一範氏の経歴を申し上げますが、昭和60年4月に松前町役場に採用され、平成19年4月に総務課総務グループ主査、平成22年4月総務課主査、平成24年5月議会事務局次長、平成28年4月総務課長を歴任され、現在に至っております。

以上が、議案第20号でございます。何卒、議員皆様のご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、起立による採決を行います。

議案第20号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数であります。

よって、議案第20号は提案に同意することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和6年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 福 原 英 夫

署名議員 近 江 武